

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	龍ヶ崎市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	市民である方に、国民年金法に基づき、年金事務所と協力して、国民年金の被保険者資格管理(第2・3号被保険者を除く)、保険料の免除等申請受付並びに裁定請求等受付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格記録管理 ②年金受給に伴う裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④異動報告・所得情報提供などの進達	
③システムの名称	国民年金システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民年金被保険者台帳ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 第68条の2	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康スポーツ部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	健康スポーツ部保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康スポーツ部保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号が記載された申請書について、施錠できる書棚等への保管を徹底する・複数人での確認を実施する等の取扱いを行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 5部署	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年6月29日	I 7請求先	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年6月29日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年5月28日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年6月29日	II 2対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年5月28日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表第一の31・95の項	事後	法令上の根拠追加
令和1年5月23日	I 5所属長の役職名	保険年金課長 吉田 宣浩	保険年金課長	事後	新様式対応
令和1年5月23日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月28日	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	II 2対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月28日	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	IV リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応
令和1年5月23日	I ⑦特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
令和1年5月23日	I ⑧特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康づくり推進部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
令和2年5月27日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年5月27日	II 2対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月2日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月2日	II 2対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 1.②事務の概要	市民である方に、国民年金法に基づき、年金事務所と協力して、国民年金の被保険者資格管理（第2・3号被保険者を除く）、保険料の賦課・徴収、要介護認定並びに保険給付等の事務を行う。	市民である方に、国民年金法に基づき、年金事務所と協力して、国民年金の被保険者資格管理（第2・3号被保険者を除く）、保険料の免除等申請受付並びに裁定請求等受付等の事務を行う。	事後	記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	I 3.法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 第68条の2	事後	法令上の根拠追加
令和5年6月21日	I 5.①部署	健康づくり推進部保険年金課	健康スポーツ部保険年金課	事後	部署名変更のため
令和5年6月21日	I 7.請求先	健康づくり推進部保険年金課	健康スポーツ部保険年金課	事後	部署名変更のため
令和5年6月21日	I 8.連絡先	健康づくり推進部保険年金課	健康スポーツ部保険年金課	事後	部署名変更のため
令和5年6月21日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月19日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31, 95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 第68条の2	番号法第9条第1項 別表の46、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 第68条の2	事後	番号法改正のため
令和6年11月19日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月19日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月19日	IV8.人手を介在させる作業		新様式対応	事後	新様式対応
令和6年11月19日	IV11.最も優先度が高いと考えられる対策		新様式対応	事後	新様式対応